

委託契約書（案）

- 1 件 名 五泉市 AI-OCR・RPA 運用支援業務
- 2 内 容 別紙仕様書の通りとする。
- 3 履行期間 契約の日から令和7年3月31日まで
- 4 履行場所 五泉市企画政策課
- 5 契約金額 ￥ ●●● -

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ●●● -）

- 6 そ の 他 上記委託業務の実施については、本契約書の上記条件のほか、別紙委託契約条項によって契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し当事者双方記名押印してそれぞれ1通を保有する。

令和●年●月●日

発注者 新潟県五泉市太田1094番地1

五泉市

五泉市長 田邊 正幸

受注者 ●●●

●●●

●●●

委 託 契 約 条 項

(総則)

第1条 受注者は、別冊設計書（仕様書、図面）に基づき、契約金額を持って、履行期間内に委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書、図面に明記されていないときは、発注者の指示によるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

2 発注者はこの契約に基づき取得した目的物（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又は使用するに当たり、その内容を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の成果品等の提出及び検査)

第4条 受注者は、履行期間内に委託業務の成果品その他発注者の指示する書類を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項に定める書類の提出のあった日から10日以内に検査しなければな

らない。

3 発注者は、前項に定める期間内に検査を終了することが著しく困難な理由が生じた場合は、受注者の同意を得て検査日数を延長することができる。

4 第2項の検査に合格しないときは、受注者の負担において、発注者の指示するところにより補正しなければならない。この場合において、第2項の期間は、発注者が受注者から補正終了の通知を受けた日から起算するものとする。

(契約金額の支払い)

第5条 受注者は前条の検査に合格し、引渡しを終了したときは、書面をもって契約金額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとし、契約保証金がある場合は還付する。

(損害のために生じた経費の負担)

第6条 委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただしその損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅滞による違約金等)

第7条 受注者の責に帰する理由により履行期間内に委託業務を完了することができ

ない場合において、履行期間後に完了する見込があると認めるときは、発注者は、委託業務を継続させ、完了後受注者から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅滞日数1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する額とする。

3 発注者の責に帰する理由により第5条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、受注者は発注者に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により指定された率（以下「法定率」という。）の割合で計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

（前金払）

第8条 受注者は、発注者が前金払をすることとした委託業務について、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の委託業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対し、前払金の支払いを請求することができる。前払金の算出については、別表の定めるところによる。

2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以

内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の5を超えるときは、受注者は、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認めるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、法定率の割合で計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第9条 受注者は、前条第4項の規定により前払金の超過額を返還したときは、保証契約を変更し、変更後の保証証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者にかわりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金使用等)

第10条 受注者は、前払金をこの委託業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この委託業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保

証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(契約の解除)

第 11 条 発注者は、受注者が次の各号の 1 に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の完了の見込がないと発注者が認めたとき。
- (2) この契約又は契約に基づく指示に違反したとき。
- (3) 第 4 条の規定による提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (4) 委託業務の履行方法が不相当と認められたとき。

2 発注者は、前項の契約解除により業務の出来形部分が可分のものである場合は検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を受注者に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定により契約を解除した場合において、第 8 条の規定による前払金があったときは、受注者は、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、法定率によって算出して得た額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

(違約金)

第 12 条 発注者は、前条により契約を解除したとき、契約金額の 100 分の 10 を違約金として受注者から徴収することができる。

(変更・打切り)

第 13 条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容の変更又は打切りをすることができる。

2 前項の場合において、契約金額及び履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

3 第 1 項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、これを賠償しなければならない。この場合の賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 14 条 受注者は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期間内に業務を完了する見込がないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を明らかにし、書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(秘密の厳守)

第 15 条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 16 条 受注者は、この契約による業務を履行するための個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を

適正に取り扱わなければならない。

2 前項の規定は、本契約の満了後及び解約後においても同様とする。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約の定めのない事項については、関係法令の定めるところによるものとし、その他必要な事項は、そのつど発注者と受注者とが協議の上決定するものとする。

別表

項目	摘要条文	算式等	摘要
前金払をする場合	第 8 条 第 1 項	1 前払金 前払金額は、契約金額の 10 分の 3 以内とする。 2 継続費等 継続費等でその支出年度が 2 年度以上にわたる委託業務については、各年度割額に対する 10 分の 3 以内とすることができる。	前払金額は 10 万円単位とし、端数金は、これを切り捨てる。